

## 生駒市規則第4号

生駒市補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月29日

生駒市長 山下 真

### 生駒市補助金等交付規則の一部を改正する規則

生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項を削り、同条の次に次の1条を加える。

第4条の2 前条の規定にかかわらず、市長は、申請者が次の各号のいずれかに掲げる者であるときは、補助金等の交付の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

第6条の見出し中「決定の」を「決定等の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、補助金等を交付することが適当でないと認めるときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

第7条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

第8条第4項中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

第17条第1項に次の1号を加える。

- (5) 第4条の2各号に掲げる者に該当することが判明したとき。

第17条第3項中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。